

## 趣 旨

農業が、持続的に発展し、食料等の農産物の安定供給及び多面的機能の発揮という役割を果たしていくためには、良好な営農条件を備えた農地及び農業水利施設を、中長期的な視点に立ち、適切に保全管理していくことが重要である。また、近年、自然災害の激甚化・頻発化、気候変動、農業者の減少の加速といった自然的・社会的状況の変化が顕著となっていることから、国土強靱化、グリーン化、デジタル化といった現下の政策課題に対応した土地改良施設の整備を推進することが喫緊の課題となっている。このような実情に鑑み、行政の助成により管理補修の資金を手当し、土地改良施設の定期的整備補修を行う事業（以下「整備補修事業」という）及び農村地域の防災・減災、施設管理の省エネルギー化、再生エネルギー利用及び省力化のための施設整備を行う事業（以下「防災減災機能等強化事業」という）を実施し土地改良施設の適正な維持管理、機能の保持及び耐用年数の確保を図るとともに、国土強靱化、脱炭素及びICTの有効活用に資するもの。

## 事業の内容

整備補修事業は、全国土地改良事業団体連合会が管理運営する土地改良施設維持管理適正化資金からの交付金をその事業費の一部として、土地改良区等が土地改良施設の定期的な整備補修（土地改良施設の効率的な運用を図るための一部更新を含む。）を行う。

防災減災機能等強化事業は、適正化資金及び全国連合会が借り入れて管理運営する財政融資資金からの交付金をその事業費の全部として、土地改良区等が、農村地域の防災・減災、施設管理の省エネルギー化、再生可能エネルギー利用及び省力化のための施設整備を行う。

## 採択基準

## 1 対象施設

- ア 県土地改良事業団体連合会が行う土地改良区体制強化事業の診断・管理事業の対象となっている農業水利施設。
- イ 整備補修事業にあつては地区面積が概ね300ha以上、市町村等の行政区分の単位又は職員（当該土地改良区の規約等により置くこととされている職員に限る。）1名以上の土地改良区（合併等により、これらの要件を満たすことが見込まれる土地改良区を含む。）が実施計画に位置づけた農業水利施設。
- ウ 防災減災機能等強化事業にあつては前項イの団体及び、一部事務組合、農業協同組合、認可地縁団体及び一般社団法人が実施計画に位置づけた農業水利施設。

## 2 整備補修の基準

- ア 県土地改良事業団体連合会の管理専門指導員による診断・管理指導の結果又は国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱等に従って策定する機能診断に基づき定めた機能保全計画（国又は国の補助金等の交付を受けて都道府県等が策定するものに限る。）において、必要と認められた整備補修で、土地改良区等拠出金の対象となっているもの。
- イ 対象施設が団体営規模以上の事業により造成された施設であること。
- ウ 1地区当たりの事業費が200万円以上のもの。（安全管理施設整備対策事業及び防災減災機能等強化事業においては、100万円以上）

## 3 整備補修工事の内容

## ア 整備補修事業

おおむね5年間単位に行われる施設の整備補修であつて、毎年経常的に行うべきものは除く。

(施設の一部更新を実施する場合を含む。)

- イ 施設改善対策事業  
地区内の高収益作物の導入推進に資するための整備補修。
- ウ 安全管理施設整備対策事業  
開水路等危険区域への立入り及び転落事故を防止するための安全管理施設の整備補修。
- エ 緊急整備補修  
適正化事業に加入して資金を拠出中の土地改良区等で、予測し得ない事故等の発生により緊急に対象施設の整備補修をする必要がある場合に行うもの。
- オ 防災減災機能等強化事業  
農村地域の防災・減災、施設管理の省エネルギー化・再生可能エネルギー利用及び省力化のための施設整備。

#### 4 事業実施例

- ア 整備補修事業  
水門扉の整備補修、原動機・ポンプのオーバーホール、電機設備の精密整備、門扉等の塗装、用排水路の小規模の補修しゅんせつ等
- イ 施設改善対策事業  
揚水機の変速機の設置、用排水路の浚渫・漏水防止・部分的なパイプライン化、分水・合流工等の自動化及び電動化等の整備補修、簡易な貯水施設・かん水施設の設置等
- ウ 安全管理施設整備対策事業  
立入り・転落を防止するフェンス、ハンドレール、通行止門扉等の整備補修
- エ 防災減災機能等強化事業  
排水機場のポンプ、原動機等の部品・機器の交換又は更新、排水路、水門の改修又は更新、監視・制御機器の整備、防災重点農業用ため池、治水協定ダム及び農地防災ダムの施設整備(堤体の補強、護岸の改修、洪水吐、取水施設、放流施設の改修又は更新等)

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	整備補修事業 施設改善対策事業 安全管理施設整備対策事業	30	30	40		
	防災減災機能等強化事業	50	20	30		

注1 防災減災機能等強化事業については、原則初年度実施

注2 防災減災機能等強化事業の拠出金(事業費に占める地方負担相当額)は財政融資資金にて充当するものとし、借入金を地方拠出金により5年間で償還